

新潟市青年の家の利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市万代市民会館条例（平成3年新潟市条例第5号）第2条の規定により設置された青年の家の利用に関する必要事項を定め、青年活動を援助し、利用の促進を図ることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 青年の家を利用できる団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 15歳以上30歳未満の青年が、構成員の60%以上を占める5人以上の団体。
- (2) 15歳以上35歳未満の青年が、構成員の50%以上を占める5人以上の団体。

(利用許可申請書の受付開始日)

第3条 青年の家を利用できる団体の利用許可申請書の受付開始日は、次に掲げるとおりとする。

多目的ホール	利用開始日の12月前
多目的ホール以外	利用開始日の2月前

(利用の登録)

第4条 青年の家を利用できる団体で使用料の免除を受けようとする団体及び青年の家を定期的に利用しようとする団体は、事前に団体登録申込書を市長に提出して利用の登録をするものとする。

(使用料の免除)

第5条 第2条第1号に掲げる団体で前条の規定による利用の登録をしている団体が青年の家を利用する場合は、新潟市万代市民会館条例施行規則（平成3年新潟市規則第46号）第10条第2項の規定により使用料を免除することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(新潟市万代市民会館 (青年の家) の利用に関する要綱の廃止)

2 新潟市万代市民会館 (青年の家) の利用に関する要綱は、廃止する。